

東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス提供体制確保事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 東大阪市(以下「市」という。)は、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金(以下「本補助金」という。)について、令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱(令和5年9月26日老発0926第2号厚生労働省老健局長通知。)及び大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付要綱(間接補助分)に基づき、介護サービス事業者に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東大阪市補助金等交付規則(平成元年東大阪市規則第13号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであり、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とする。

(暴力団等の排除)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)に対しては本要綱に基づく補助金を交付しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

2 東大阪市長(以下「市長」という。)は、必要があると認めるときは、第13条に規定する申請者又は第15条に規定する補助事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通所系サービス事業所 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。)をいう。

- (2) 短期入所系サービス事業所 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(宿泊サービスに限る)及び認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。)をいう。
- (3) 介護施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。
- (4) 訪問系サービス事業所 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに限る。)、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。
- (5) 介護サービス事業所 通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び訪問系サービス事業所をいう。
- (6) 高齢者施設等 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所をいう。
- (7) かかり増し経費 通常の介護サービスを提供した場合には発生しない経費又は通常の介護サービスを提供する場合に必要な額を超過した経費であって、介護報酬、利用料その他の収入により賄われないものをいう。

(緊急時の介護人材確保及び職場環境復旧・環境整備)

第5条 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに、次の各号の介護サービス事業所(福祉用具貸与事業所を除く。以下この条において同じ。)及び介護施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費等に対し、支援を行う。

- (1) 大阪府知事又は市長から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所
- (2) 利用者又は職員に感染者(保健所が新型コロナウイルス感染者と認定した者をいう。以下同じ。)が発生した介護サービス事業所及び介護施設等(職員に複数の濃厚接触者(保健所が感染者の濃厚接触者として認定した者をいう。以下同じ。)が発生し、職員が不足した場合を含む。)
- (3) 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等
- (4) 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(第2号及び前号の場合を除く)

- (5) 病床のひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等
- (6) 第1号及び第2号に該当しない通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービス(「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(令和2年2月24日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、振興課、老人保健課連名事務連絡)別紙1の2に基づき提供するサービスをいう。次項第5号及び次条第2号において同じ。)を提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))
- 2 令和5年5月8日から令和6年3月31日までに、次の各号の介護サービス事業所及び介護施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費等に対し、支援を行う。
- (1) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び介護施設等(職員に感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。以下同じ)が複数発生し、職員が不足した場合を含む)
- (2) 感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等
- (3) 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(第1号及び前号の場合を除く)
- (4) 施設内療養を行った高齢者施設等
- (5) 第1号に該当しない通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る)を除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))
- (連携による緊急時の人材確保支援)

第6条 令和4年4月1日から令和6年3月31日までに、次の各号に該当する介護サービス事業所又は介護施設等の利用者の受け入れや当該介護サービス事業所又は介護施設等に応援職員の派遣を行った介護サービス事業所又は介護施設等に対して、必要となるかかり増し経費等に

ついて、支援を行う。

(1)前条第1項第1号若しくは第2号又は同条第2項第1号に該当する介護サービス事業所及び介護施設等

(2)感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所(各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日(通所系サービス事業所が、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスのみを提供する場合を含む。)が連続3日以上である事業所をいう。)

(対象経費)

第7条 第5条に掲げる補助事業等の対象経費は、次の各号の事業所又は施設ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1)第5条第1項第1号から第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号に該当する介護サービス事業所及び介護施設等

ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当(令和5年10月1日以降に支給された当該割増賃金・手当のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。以下同じ。)、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、次条に該当する自費検査費用(介護施設等に限り)

イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(代替サービス提供期間の分に限り)

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

ウ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

エ 感染性廃棄物の処理費用

オ 感染者又は濃厚接触者(令和5年5月8日から令和6年3月31日までの期間にあつては、感染者と接触があった者。)が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用

カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限り)

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

(2)第5条第1項第4号又は同条第2項第3号に該当する介護施設等

次条に該当する自費検査費用

(3)第5条第1項第5号又は同条第2項第4号に該当する高齢者施設等

第9条に定める感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用

(4) 第5条第1項第6号又は同条第2項第5号に該当する通所系サービス事業所

ア 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(代替サービス提供期間の分に
限る)

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

イ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用(代替サービス提供期間の分に限る)

代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅
費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認
等のためのタブレットのリース費用(通信用は除く)

2 前条に掲げる補助事業等の対象経費は、次の各号のとおりとする。

(1) 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保のために要し
た緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派
遣に係る旅費・宿泊費

(2) 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のために要した緊急雇用にかか
る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊
費

(一定の要件に該当する自費検査費用)

第8条 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに、介護施設等において、濃厚接触者と同居す
る職員、発熱等の症状(新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭
痛、全身倦怠感などをいう。)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員、面会後に
面会に来た家族が感染者又は濃厚接触者であることが判明した入所者などの者に対して、施設
等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の
判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、次の第1号及び第
2号の要件に該当する場合に行った自費での検査費用を助成対象とする。ただし、感染者が確
認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。
また、職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な
検査や一斉検査は対象外とする。

(1) 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であ
ること。

(2) 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象
にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

2 令和5年5月8日から令和6年3月31日までに、介護施設等において、感染者と同居する職
員、面会後に面会に来た家族が感染者であることが判明した入所者などの者に対して、施設等
としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判
断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、前項第1号及び第2
号の要件に該当する場合に行った自費での検査費用を助成対象とする。ただし、感染者が確

認められた場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。また、職員や利用者の個別の状況、事情にかかわらず、事業者の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。

- 3 第1項及び前項の補助上限額は一人1回あたり2万円を限度とし、前条第1項第1号及び同項第3号にかかる費用と併せて別表1の基準単価の範囲内で補助するものとする。

(感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用)

第9条 令和4年4月1日から令和5年5月7日までに、高齢者施設等において、新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患した場合であって、次の第1号及び第2号の要件に該当する場合に発生する通常のサービス提供では想定されない追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があった場合など、やむを得ず施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、次に掲げる事項を実施した高齢者施設等であること。

ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

イ ゾーニング(区域をわけ)の実施

ウ コホーティング(隔離)の実施、担当職員を分ける等の勤務調整

エ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

オ 症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

2 令和5年5月8日から令和6年3月31日までに、高齢者施設等において、利用者が新型コロナウイルス感染症に罹患して施設内療養することとなり、次の第1号から第5号までの要件に該当する場合に発生する通常のサービス提供では想定されない追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。なお、第3号から第5号については、大阪府が実施した「高齢者施設等における協力医療機関等との連携状況等調査等について」(令和5年4月14日付け高事第1084号)の回答により、確認を行うものとする。

(1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。

(2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、次に掲げる事項を実施した高齢者施設等であること。

ア 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供

イ ゾーニング(区域をわけ)の実施

ウ コホーティング(隔離)の実施

エ 担当を分ける等の勤務調整

オ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察

カ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・報告フローの確認

(3) 利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した際に、主に以下の対応を行う医療機関を確保している高齢者施設等であること(自施設の医師が対応を行う場合も含む)。

- ア 施設からの電話等による相談への対応
- イ 施設への往診（オンライン診療を含む）
- ウ 入院の要否の判断や入院調整

- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している高齢者施設等であること。
- (5) 希望する利用者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している高齢者施設等であること。

3 第1項の補助額については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、施設内療養者(令和4年9月30日までに発症した者については発症後15日以内の者とし、令和4年10月1日以降に発症した者については発症日を含めて10日以内の者とする。ただし、発症日から10日間経過しても、症状軽快(解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。)後72時間経過していないために、基本となる療養解除基準(発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過)を満たさない者については、発症日から起算して15日目までを上限として当該基準を満たす日までの者とする。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限る。また、無症状患者(無症状病原体保有者)については、陽性確定に係る検体採取日が令和5年1月1日以降の場合は、当該検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)とし、陽性確定に係る検体採取日が令和4年12月31日までの場合は、当該検体採取日を発症日として取り扱って差し支えない。)一人あたり一日1万円を補助するものとする。ただし、本事業における補助上限額は施設内療養者一人あたり15万円とし、第7条第1項第1号及び同項第2号にかかる費用と併せて別表1の基準単価の範囲内で補助するものとする。(ただし、令和5年4月1日以降に生じた施設内療養に要する費用は、基準単価には含まない。)

- (2) 第1項の要件に該当し、次のア及びイのいずれも満たす日は、前号に加えて、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する。ただし、本号における追加補助の上限額は施設内療養者一人あたり15万円とし、第7条第1項第1号及び同項第2号にかかる費用と併せて別表1の基準単価の範囲内(ただし、令和5年4月1日以降に生じた補助額については、令和5年度に適用する基準単価の範囲外)で補助するものとする。また、小規模施設等(定員29人以下の高齢者施設等をいう。以下同じ。)は1施設あたり200万円、大規模施設等(定員30人以上の高齢者施設等をいう。以下同じ。)は1施設あたり500万円を限度額とする。

ア 令和4年1月27日から令和5年5月7日までの期間内であること。

イ 小規模施設等にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

- (3) 第1号の補助を受けた施設に対して、令和4年1月27日から令和4年3月21日までの期間はさらに追加で施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する。ただし、令和4年3月22

日から令和4年5月31日までの期間、令和4年7月27日から令和4年9月14日までの期間及び令和4年12月26日から令和5年1月31日までの期間についても、それぞれの期間の終期までに新型コロナウイルス感染症の治療ができる協力医療機関を確保している場合は本号の補助対象とし、本号における追加補助の上限額は施設内療養者一人あたり15万円とする。

4 第2項の補助額については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、施設内療養者(発症日から起算して10日以内の者(発症日を含めて10日間)とする。ただし、発症日から10日間を経過していなくても、発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて第2項第2号の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快から72時間経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日までの者とする(ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする)。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限る。また、無症状患者(無症状病原体保有者)については、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者(当該検体採取日を含めて7日間)とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて第2項第2号の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日までの者とする。)一人あたり一日1万円を補助するものとする。ただし、本事業における補助上限額は施設内療養者一人あたり15万円とし、別表1の基準単価の範囲外で補助するものとする(令和5年10月1日以降については、補助額を施設内療養者一人あたり一日5千円とし、補助上限額を7万5千円とする。)

(2) 第2項の要件に該当し、次のアを満たす日は、前号に加えて、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する。ただし、本号における追加補助の上限額は施設内療養者一人あたり15万円とし、別表1の基準単価の範囲外で補助するものとする(令和5年10月1日以降については、補助額を施設内療養者一人あたり一日5千円とし、補助上限額を7万5千円とする。)。また、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

ア 小規模施設等にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、大規模施設等にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること(令和5年10月1日以降については、小規模施設等にあつては施設内療養者が同一日に4人以上、大規模施設等にあつては施設内療養者が同一日に10人以上いることとする。)

(基準単価等)

第10条 第5条及び第6条に掲げる補助事業の基準単価等は、次の各号に定めるとおりとし、年度単位で適用するものとする。

(1) 第5条第1項第1号から第5号及び同条第2項第1号から第4号までの補助事業の基準単価等は、別表1のとおりとする。ただし、前条第3項第3号の補助額は別表1の範囲外とし、前条第3項第3号に定めるとおりとする。

(2) 第5条第1項第6号及び同条第2項第5号の補助事業の基準単価等は、別表2のとおりとする。

(3) 第6条各号の補助事業の基準単価等は、別表3のとおりとする。

2 補助金の額は、前項の基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額(千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)とする。

(他の補助金等との関係)

第11条 他の補助金その他の補助の対象となっている経費は本補助金の対象としない。

(個別協議)

第12条 市長は、第5条(第1項第6号及び第2項第5号を除く)及び第6条の補助事業について、特別な事情により基準単価を超える必要がある介護サービス事業所及び介護施設等については、個別協議を実施し市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せすることができる。

(申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金申請書(様式第1)、第5条第1項第4号及び同条第2項第3号について申請する場合は一定の要件に該当する自費検査費用に係るチェックリスト(様式第2-1)、第5条第1項第5号及び同条第2項第4号について申請する場合は感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト(様式第2-2)並びに申請する介護サービス事業所又は介護施設等ごとに作成する事業所・施設別個表(様式第3)及び次項に規定する関係書類(以下「申請書等」と総称する。)を、市長の指定する日までに提出しなければならない。

2 申請に際しては、第20条に規定する概算払の場合を除き、納品書、領収証、レシート等支出を証明する書類その他市長が必要と認める書類を関係書類として添付しなければならない。

3 市内に複数の介護サービス事業所及び介護施設等を有する申請者は、市内に所在する介護サービス事業所及び介護施設等に関する補助金の交付を一括して申請することができる。

4 申請者は、一つの介護サービス事業所又は介護施設等について、第5条及び第6条の両方の補助事業の申請をすることができる。

5 第1項の申請は電子メール又は郵送により行うものとする。

(交付決定)

第14条 市長は、前条の申請書等の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付決定通知書(様式第4)(以下「決定通知書」という。)により、又、補助金を交付することが適当でないとき、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金不交付決定通知書(様式第5)により、

申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定をする場合において、本補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第 15 条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、決定の内容又は決定に付された条件によりがたいと認めるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、交付の申請を取下げることができる。

(事業内容の変更等)

第 16 条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更する場合は、第 13 条の規定に準じて、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金変更交付申請書(様式第6)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないことが明らかとなった、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、やむを得ない事情により補助対象事業を中止する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者の届け出た事情等がやむを得ないものと認める場合は、交付の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

(実績報告)

第 17 条 第 20 条に規定する概算払を受けた補助事業者は、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金実績報告書(様式第7)(以下「実績報告書」という。)を、補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日(前条第4項の規定による全部もしくは一部の取り消しの通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日)までに市長に提出しなければならない。

- 2 実績報告書には、納品書、領収証、レシート等支出を証明する書類その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 18 条 市長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書その他の提出書類の審査により、その報告に係る補助事業の成果等が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、補助金の額を確定し、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金確定通知書(様式第8)(以下、「確定通知書」という。)により、補助事業者に対して補助金の額の確定を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による確定の結果、補助金の確定額が第 14 条第1項の規定により決定した補助金の額に満たないと認める場合には、補助事業者に対し、補助金の精算を命じるものと

する。

(交付の請求及び支払)

第 19 条 第 14 条に規定する決定通知書を受領した補助事業者は、東大阪市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金交付請求書(様式第9)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(概算払)

第 20 条 本補助金は、申請者においてやむを得ない理由があるときに限り、概算払をすることができる。

(決定の取り消し)

第 21 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助事業に関して、不正行為を行ったとき。
- (5) 暴力団等であることが判明したとき。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、当該事業に対し交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 22 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による取り消しにより補助金の返還を命ずる場合は、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ずる額につき年 10.95%の割合で計算した加算金の納付を命ずることができる。

3 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じた日までに納付しなかったときは、納付を命じた日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金の納付を命ずることができる。

4 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認められる場合は、補助事業者の申請に基づき加算金、又は延滞金の全部又は一部を免除できるものとする。

(財産の処分の制限等)

第 23 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した資産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 14 条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日までは、市長の承認を得ずに、これらを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはな

らない。

- 2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 3 市長は、補助事業者が第1項の規定により、市長の承認を得て財産を処分することにより収入を得た場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による納付を求めた場合について準用する。

(消費税にかかると報告)

第 24 条 補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第 10)を、速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合は、市長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。
- 3 第 22 条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による納付を求めた場合について準用する。

(帳簿の整備保存等)

第 25 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

- 2 市長は、補助事業完了後においても、必要と認めるときは、補助事業者の協力を得て調査することができる。

(状況報告及び調査)

第 26 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況、過去の実績等について、補助事業者に報告させ、又は現地調査を行うことができる。

(委任)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月 27 日から施行し、令和2年1月 15 日以降に要した経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行し、令和3年4月1日以降令和4年3月 31 日までに要し

た経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月27日から施行し、令和3年4月1日以降令和4年3月31日までに要した経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月17日から施行し、令和3年4月1日以降令和5年3月31日までに要した経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行し、令和3年4月1日以降令和5年3月31日までに要した経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月28日から施行し、令和3年4月1日以降令和5年3月31日までに要した経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行し、令和3年4月1日以降令和5年3月31日までに要した経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和4年4月1日以降令和6年3月31日までに要した経費について適用する。(ただし、施設内療養に要する費用は、令和5年5月7日までとする。)

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和4年4月1日以降令和6年3月31日までに要した経費について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年11月30日から施行し、令和4年4月1日以降令和6年3月31日までに要した経費について適用する。

別表 1 (第 10 条関係)

対象事業所・施設等 (※1)		基準単価 (千円)	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年 10 月 1 日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。 なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。(ただし、令和5年4月1日以降に生じた補助額については、第5条第1項第5号及び第2項第4号を除く。)
	大規模型 (I)	684	事業所	
	大規模型 (II)	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型 (I)	710	事業所	
	大規模型 (II)	1,133	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	定員	
訪問介護事業所		320	事業所	
訪問入浴介護事業所		339	事業所	
訪問看護事業所		311	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		137	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		204	事業所	
居宅介護支援事業所		148	事業所	
福祉用具貸与事業所		-		
居宅療養管理指導事業所		33	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		475	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	事業所	
介護老人福祉施設		38	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		40	定員	
介護老人保健施設		38	定員	
介護医療院		48	定員	
介護療養型医療施設		43	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		36	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員 30 人以上)		37	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 (定員 29 人以下)		35	定員	

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱い、介護サービスの種別により助成する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業 (指定サービス・介護予防マネジメント) を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所 (通常規模型) と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱い、介護サービスの種別により助成する。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表2（第10条関係）

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	537	事業所	以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。 ・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。
	大規模型（Ⅰ）	684	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	889	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		231	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		226	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	710	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	1,133	事業所	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、
- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱い、介護サービスの種別により助成する。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱い、介護サービスの種別により助成する。
 - 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。

別表3（第10条関係）

対象事業所・施設等（※1）		基準単価 （千円）	単位	補助額
通所介護事業所	通常規模型	268	事業所	<p>以下に定める額を基本に予算の範囲内で補助する。</p> <p>・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。</p> <p>・令和5年10月1日以降に支給された「割増賃金・手当」のうち、新型コロナウイルス感染症への対応に係る業務手当については、職員一人につき、日額による支給の場合には1日あたり4千円を補助上限とし、1月あたり2万円を限度額とする。また、月額又は時給による支給の場合には1月あたり2万円を補助上限の限度額とする。</p> <p>なお、事業所・施設等のうち特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、市長が特に必要と認める場合に限り、基準単価を上乗せする。</p>
	大規模型（Ⅰ）	342	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	445	事業所	
地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）		115	事業所	
認知症対応型通所介護事業所		113	事業所	
通所リハビリテーション事業所	通常規模型	282	事業所	
	大規模型（Ⅰ）	355	事業所	
	大規模型（Ⅱ）	567	事業所	
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		13	定員	
訪問介護事業所		160	事業所	
訪問入浴介護事業所		169	事業所	
訪問看護事業所		156	事業所	
訪問リハビリテーション事業所		68	事業所	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		254	事業所	
夜間対応型訪問介護事業所		102	事業所	
居宅介護支援事業所		74	事業所	
福祉用具貸与事業所		282	事業所	
居宅療養管理指導事業所		16	事業所	
小規模多機能型居宅介護事業所		237	事業所	
看護小規模多機能型居宅介護事業所		319	事業所	
介護老人福祉施設		19	定員	
地域密着型介護老人福祉施設		20	定員	
介護老人保健施設		19	定員	
介護医療院		24	定員	
介護療養型医療施設		21	定員	
認知症対応型共同生活介護事業所		18	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上）		19	定員	
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（定員29人以下）		18	定員	

※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

- ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱い、介護サービスの種別により助成する。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防マネジメント）を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱い、介護サービスの種別により助成する。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断すること。